

学校体育施設使用上の遵守事項

この施設は、教育の場であることを忘れないで、次の事項をよく守り、大切に使用すること。

1. 施設の管理を遺漏なく行うため、使用団体の責任者は、遵守事項を使用者全員に周知徹底させること。
2. 使用者による施設、設備及び物品の損傷・紛失については、使用者及び団体が弁償又は補修すること。
3. 施設の使用は、必ず学校体育施設開放運営協議会長（学校）に学校体育施設使用願を提出し、指示を受けてから使用すること。
4. 車両は、指定場所以外に駐車しないこと。
5. 使用時間を厳守すること。
6. 使用する施設以外への立ち入りを厳禁する。
7. 体育施設を含む学校敷地内を全面禁煙とする。
8. 使用後は、必ず整地、清掃を行うこと。ペットボトル、ゴミ等は必ず持ち帰ること。
9. 雨天後でグラウンド状態が悪いときは、使用禁止とする。
10. スパイクでバレーボールコート、バスケットボールコート、テニスコートへ入ることを厳禁する。
11. 使用者は、運動にふさわしい服装をすること。
12. 近隣住民に迷惑をかける行為をしないこと。
13. 体育館の使用について
 - ① 館内では、土足及びスリッパの使用を厳禁する。必ず体育館シューズを使用すること。
 - ② 館内での飲食、火気使用を厳禁する。
 - ③ 使用後は、必ず床面のモップかけと館内の清掃を行うこと。
 - ④ 使用後は、設備、備品、用具、照明、水道、窓及び出入口の施錠等の点検を行い、また館内は、使用前の状態に戻しておくこと。
14. 避難所開設時の使用については、使用禁止としますのでご理解をお願いします。

施設を利用される方へのお願い

学校体育施設開放事業は、スポーツ活動を通して市民のコミュニティづくりや健康と体力づくりを促進するための「場」を提供するため、学校施設を開放し実施しております。幅広い年齢層の利用を想定しており、利用者の安全を守るため次のことをお願いいたします。

- ①加西市に在住、在勤もしくは在学するものが10人以上で団体を構成し、監督者として成人が含まれる場合に限りです。施設利用時は必ず監督者又はそれに代わる成人複数人の参加をお願いします。
- ②原則小学生、中学生は、夜間の施設利用について保護者同伴での参加をお願いします。夜間の児童生徒の単独活動は安全性等から好ましいとは言えず、原則認めておりません。
- ③予期せぬ事故に対応するため、2名の「普通救命講習修了証」（3年以内、市外での受講可）写しの提出をお願いします。未受講者のみの団体については普通救命講習修了証又は受講参加証等の写しが無くても登録申請は受け付けますが、早めに消防本部等による講習会を受講し提出してください。
- ④利用希望の団体が増加しております。必ず使用される施設の申請をお願いします。できるだけ多くの方が利用できるようご協力下さい。